

令和元年 No.16

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

改正理由

教育課程の報告事項を整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年11月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年11月28日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

令和元年規程第13号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について、別紙新旧
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：教育課程の報告事項を整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(教育課程の編成及び報告)</p> <p>第3条 附属学校の教育課程は、校長がこれを編成し、毎年3月末日までに学長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の教育課程には、次の事項に関する計画を含むものとする。</p> <p>(1) 教育目標</p> <p>(2) 指導の重点</p> <p>(3) 学年別授業日数及び授業時数の配当</p> <p>(4) 学校行事</p> <p>3 教育課程について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第4条 削除</p> <p>[省略]</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和元年11月28日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第3条 附属学校の教育課程は、校長がこれを編成する。</p> <p>2 前項の教育課程には、次の事項に関する計画を含むものとする。</p> <p>(1) 教育の目標及び当該年度における教育指導の重点</p> <p>(2) 年間及び月ごとの授業日数並びに主要行事</p> <p>(3) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の時間数並びにそれらの月又は週ごとの年間配分</p> <p>(4) 授業開始の時刻及び単位時間の長さ</p> <p>(5) 日課表</p> <p>(教育課程編成の報告)</p> <p>第4条 校長は、前条の教育課程について毎年3月末日までに学長に報告しなければならない</p> <p>[省略]</p>